

「教育資金贈与専用預金」の新規口座開設および非課税限度の増額、贈与資金預入の取扱中止について

2026年3月19日

平素より群馬銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置について、令和8年度税制改正大綱により2026年3月31日の適用期限を延長しないことが決定されました。

上記に伴い、2026年3月31日の適用期限をもって当行「教育資金贈与専用預金」の新規口座開設および非課税限度の増額、贈与資金預入の取扱いを終了いたしますのでお知らせいたします。

つきましては、本サービスのお申込期限およびお預入れ期限は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

当行は、今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【取扱期限】

○2026年3月31日（火）

※申込手続きをご希望のお客様は、以下の[ご注意事項]をご確認のうえ、期限に余裕をもってお手続きくださいますよう、お願い申し上げます。

【ご注意事項】

- ・新規口座開設および非課税限度の増額、贈与資金預入の成立は、申込期限（2026年3月31日）迄に教育資金贈与専用口座にご資金を入金いただき、契約書類一式をご提出いただくことが必要です。
- ・お申込期限（2026年3月31日）迄に契約書一式をご提示いただいた場合でも、内容の不備があった場合は、教育資金贈与の手続きは完了となりません。
- ・お申込完了後、贈与資金のお預け入れが上記期限までに完了しない場合は、贈与税の非課税措置を受けることができません。
- ・お申込みにあたりご検討中のお客様は、お早めにお近くの支店窓口もしくは、お取引店へご相談いただくようお願い申し上げます。

詳細につきましては、お近くの窓口または当行ホームページをご確認ください。

以上